

真教学第 160 号
真子育第 98 号
令和 5 年 5 月 30 日

保護者 様

真庭市教育委員会学校教育課長
真庭市健康福祉部子育て支援課長

インフルエンザに係る罹患報告書の取扱いについて（通知）

真庭市教育委員会、真庭市健康福祉部子育て支援課では、インフルエンザに罹患後、再登校・再登園にあたって、令和 4 年度冬季から令和 5 年度春季に限り、「保護者が作成する罹患報告書」を学校・園に提出することとしています。

このたびこの扱いを変更し、当面の間、通年で取り扱うこととしますので、適切に対応願います。

記

1 インフルエンザに係る罹患報告書等の取扱いについて

インフルエンザに罹患後、再登校・再登園にあたり、「保護者が作成する罹患報告書」（別紙様式）を学校・園に提出することとします。流れについては「インフルエンザ発症から登校・登園までの流れ」をご確認ください。

2 その他の感染症に係る治癒証明書の取扱いについて

学校保健安全法施行規則第 18 条に規定するインフルエンザ以外の感染症に係る治癒証明書の取扱いについては従前どおりとし、原則として、学校・園に提出することとします。（新型コロナウイルス感染症については、治癒証明書等の提出の必要はありません。）

真庭市教育委員会学校教育課（担当：三村）
電話：0867-42-1087
真庭市健康福祉部子育て支援課（担当：森本）
電話：0867-42-1054

インフルエンザ発症から登校・登園までの流れ

1 インフルエンザ罹患報告書の記入

医療機関を受診し、インフルエンザの診断を受けた場合、保護者は「インフルエンザ罹患報告書」に記入します。

※ 用紙は学校・園から受け取ってください。

(真庭市ホームページからもダウンロード可能です)

※ 記入方法や注意事項は記入例をご確認ください。



2 インフルエンザ罹患報告書の提出、登校・登園

保護者はインフルエンザ出席停止解除の基準を満たしていることを確認し、「インフルエンザ罹患報告書」を登校・登園時に持参し、職員に提出してください。



3 インフルエンザ罹患報告書の受領

学校・園は「インフルエンザ罹患報告書」を受領し、インフルエンザ出席停止解除の基準を満たしているか確認します。

※ 基準に満たない場合は、ご家庭へ連絡させていただきます。

【インフルエンザの出席停止解除の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日（1日目）として、5日間を経過していること。
- ② 解熱（平熱 [37.5℃未満] に下がること）した日の翌日を初日（1日目）として、2日（園児にあつては3日）を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

(別紙)

インフルエンザ罹患報告書

学校・園 年 組 氏名

発症日：令和 年 月 日

診断日：令和 年 月 日

医療機関名：

診断名：インフルエンザ A型 ・ B型 ・ 不明
(該当するものに○を付けてください)

解熱日：令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名(自署)：

【インフルエンザの出席停止解除の基準】

①～③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日(1日目)として、5日間を経過していること。
- ② 解熱(平熱[37.5℃未満]に下がること)した日の翌日を初日(1日目)として、2日(園児にあっては3日)を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

【発症日からの経過】毎日、検温をして、下記の表に記入してください。

発症後	月日(曜日)	測定時刻：体温(午前)
0日目	月 日()	時 分： . °C
1日目	月 日()	時 分： . °C
2日目	月 日()	時 分： . °C
3日目	月 日()	時 分： . °C
4日目	月 日()	時 分： . °C
5日目	月 日()	時 分： . °C
6日目	月 日()	時 分： . °C
7日目	月 日()	時 分： . °C
8日目	月 日()	時 分： . °C

※発症した日を0日目とします。

〈記入例〉

インフルエンザ罹患報告書

真庭小 学校・園 1 年 2 組 氏名 真庭 はなこ

発症日：令和 4 年 12 月 8 日

診断日：令和 4 年 12 月 9 日

医療機関名：■■■クリニック

診断名：インフルエンザ A 型 . B
(該当するものに○)

解熱日：令和 4 年 12 月 10 日

令和 4 年 12 月 14 日

保護者氏名 (自署) : 真庭 太郎

【事例】(小学生以上の場合)

12/8 (木) 帰宅後、発症

12/9 (金) 受診し、インフルエンザ A 型と診断

12/10 (土) 解熱

12/11 (日) 解熱後 1 日目

※解熱後翌日が解熱後 1 日目となる

12/12 (月) 解熱後 2 日目

※園児は解熱後 3 日経過していること

12/13 (火) 発症後 5 日目

12/14 (水) 登校可

※保護者が「インフルエンザ罹患報告書」を作成し、登校・登園時に学校・園へ提出する

■出席停止期間は、12/9~12/13

【インフルエンザの出席停止解除の基準】

①~③を満たしたら、再登校が可能です。

- ① 発症した日の翌日を初日 (1 日目) として、5 日間を経過していること。
- ② 解熱 (平熱 [37.5℃未満] に下がること) した日の翌日を初日 (1 日目) として、2 日 (園児にあっては 3 日) を経過していること。
- ③ ①②の両方を満たしていること。

【発症日からの経過】 毎日、検温をして、下記の表に記入してください。

発症後	月日 (曜日)	測定時刻：体温 (午前)
0 日目	12 月 8 日 (木)	19 時 00 分： 38.8℃
1 日目	12 月 9 日 (金)	10 時 00 分： 37.8℃
2 日目	12 月 10 日 (土)	17 時 00 分： 36.5℃
3 日目	12 月 11 日 (日)	10 時 00 分： 36.5℃
4 日目	12 月 12 日 (月)	15 時 00 分： 36.3℃
5 日目	12 月 13 日 (火)	19 時 00 分： 36.5℃
6 日目	12 月 14 日 (水)	6 時 00 分： 36.5℃

登校可
※園児以外

解熱後 2 日目
※上記基準②

発症後 5 日目
※上記基準①

月 日
月 日
日目とします。

時 分 : .
時 分 : .

出席停止